

平成 24 年 2 月 4 日

各 位

A T Cホールディングス 2 号株式会社

代表取締役 松田 清人

## 旭テック株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

A T Cホールディングス 2 号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 12 月 28 日、旭テック株式会社（東証第一部、証券コード 5606、以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 24 年 1 月 6 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 24 年 2 月 3 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

A T Cホールディングス 2 号株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

##### (2) 対象者の名称

旭テック株式会社

##### (3) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
440, 155, 133 株	432, 553, 078 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（432, 553, 078 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（432, 553, 078 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数は、R H J International, S. A.（以下「R H J I」といいます。）及び東京海上日動火災保険株式会社が所有している対象者普通株式の合計数と同数の 440, 155, 133 株に係る株券等の数、買付予定数の下限は、R H J I が所有している対象者普通株式の数と同数の 432, 553, 078 株に係る株券等の数です。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者の第 105 期第 2 四半期報告書(平成 23 年 11 月 11 日提出)に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済普通株式総数(655, 572, 907 株)に、平成 23 年 10 月 17 日及び平成 23 年 10 月 26 日付の A 種優先株式の転換により増加した 35, 700, 000

株を加算し、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成 23 年 11 月 11 日に公表した「平成 24 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数 (5,104 株) を控除した株式数 (691,267,803 株) になります。

#### (4) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 1 月 6 日 (金曜日) から平成 24 年 2 月 3 日 (金曜日) まで (20 営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 24 年 2 月 17 日 (金曜日) までとなります。

なお、対象者により提出された意見表明報告書には公開買付期間の延長を請求する旨の記載はなされておらず、公開買付期間は当初予定どおり平成 24 年 2 月 3 日をもって終了しました。

#### (5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 27 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (432,553,078 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (440,747,459 株) が買付予定数の下限 (432,553,078 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 24 年 2 月 4 日に報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	440,747,459 (株)	440,747,459 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—

株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	440,747,459	440,747,459
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	145,284 個	(買付け等前における株券等所有割合 17.37%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	440,747 個	(買付け等後における株券等所有割合 57.12%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	80,295 個	(買付け等後における株券等所有割合 10.41%)
対象者の総株主等の議決権の数	677,881 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が平成24年1月6日現在所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者であるATCホールディングス1号株式会社(以下「ATCH1」といいます。)が所有する株券等に係る議決権の数は、(i)平成24年1月6日においてA種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にA種優先株式を対象者が取得すると引換えに交付されることとなる対象者普通株式数(以下「A種転換後普通株式数」といいます。)に係る議決権の数(129,978個)、及び(ii)平成24年1月6日においてB種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にB種優先株式を対象者が取得すると引換えに交付されることとなる対象者普通株式数(以下「B種転換後普通株式数」といいます。)に係る議決権の数(15,306個)の合計(145,284個)として計算しております。

(注2) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が平成24年2月4日現在所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、ATCH1が所有する株券等にかかる議決権の数は、(i)平成24年2月4日におけるA種転換後普通株式数に係る議決権の数(64,989個)、及び(ii)平成24年2月4日におけるB種転換後普通株式数に係る議決権の数(15,306個)の合計として計算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第105期第2四半期報告書(平成23年11月11日提出)記載の総株主等の議決権の数(普通株式に係る議決権の数655,194個、A種優先株式に係る議決権の数12,161個及びB種優先株式に係る議決権の数10,526個の合計677,811個)です。但し、平成23年10月17日及び平成23年10月26日付でA種優先株式の普通株式への転換により、A種優先株式が1,020,000株減少し、一方で普通株式の発行済株式総数が35,700,000株増加していること、及び本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成23年9月30日現在の

発行済普通株式総数（655,572,907株）に上記のA種優先株式の転換により増加した35,700,000株を加算し、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成23年11月11日に公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成23年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（5,104株）を控除した691,267,803株に係る議決権の数（691,267個）に、同報告書に記載された平成23年9月30日現在のA種優先株式12,161,000株から、上記のA種優先株式の転換により減少した1,020,000株を控除した11,141,000株に係る議決権の数（11,141個）及び同報告書に記載された平成23年9月30日現在のB種優先株式10,526,316株に係る議決権の数（10,526個）を加えた712,934個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注4）「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」に、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」からA種優先株式に係る議決権の数（11,141個）及びB種優先株式に係る議決権の数（10,526個）を控除した数（123,617個）を加算した836,551個を分母として用いております。

（注5）「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」に、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」からA種優先株式に係る議決権の数（11,141個）及びB種優先株式に係る議決権の数（10,526個）を控除した数（58,628個）を加算した合計771,562個を分母として用いております。

（注6）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成24年2月10日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付報告書を縦覧に供する場所

A T Cホールディングス2号株式会社  
株式会社東京証券取引所

東京都千代田区紀尾井町4番1号

東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

公開買付け後の方針は、平成23年12月28日付「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更ありません。

公開買付者は、本公開買付けの決済完了後、平成24年2月10日（金）を目途として、公開買付者以外の者の所有する対象者普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした第二回目の公開買付けを、買付け等の期間を平成24年2月13日（月）（予定）から平成24年3月26日（月）（予定）（30営業日）、対象者普通株式1株につき金33円を買付け等の価格、S M B C日興証券株式会社を公開買付代理人として実施する旨の決議を行うことを予定しています。

以 上